

# 浜松市事務改善審査要領

## 1 目的

この要領は、浜松市事務改善推進要綱(以下「要綱」という。)に規定される改善事例について、審査及び表彰の方法等について定める。

## 2 審査及び表彰

### (1) 部局長表彰

#### ア 表彰の定義

賞の内容は以下のとおりとし、ほう賞として図書カードを授与する。

種類	定義
部局長賞	各部局長が優秀と認める改善事例

### イ 部局長審査

#### (ア) 部局長表彰の実施依頼

総務部長が各部局長あてに部局長表彰の実施を依頼する。

#### (イ) 審査資料

要綱第12条の規定による改善事例の審査は、次の資料に基づき審査する。

あ 共同利用サーバーシステム「【はままつ Good Job 運動】改善事例報告」の「改善事例報告票」に入力された改善事例及びグッドジョブ改善事例報告票(第1号様式)に記載された改善事例

い その他部局長が必要と認めたもの

#### (ウ) 審査

要綱第14条第1項及び第2項に基づき、各部局長は独自に審査を行う。

#### (エ) 選考基準

当該年度の報告件数により、下記の部局長表彰選考基準に従い、選出件数の範囲内にて優秀な事例を選出し、部局長賞とする。ただし、選出件数は上限とし、該当のない場合は、表彰しないものとするができる。

また、部局長賞に選出された事例の中から、さらに、市長表彰の審査対象として、部局長が推薦する事例の選出を行うものとする。市長表彰に推薦する事例は、市長表彰推薦基準に定める件数を選出し、順位付けをして、報告するものとする。ただし、推薦する事例のうち、市長表彰にて表彰されることになった事例については、部局長賞の対象から除外するものとする。

部局長賞事例以外から推薦した次点の事例が、市長表彰の対象にならなかった場合は、部局長表彰の対象にはならない。

なお、部局長賞の対象事例を選考する際は、共同利用サーバーシステムに報告された優秀表彰事例及び事例集掲載事例等過去の優れた取組と、類

似していない事例を選考し、この中から市長表彰推薦事例を選出するものとする。ただし、例外として、類似性があっても、市長表彰に推薦せず、部局長賞のみ授与させる場合は、部局長賞の対象事例として選考してもよいものとする。

【部局長表彰選考基準】

選出件数	報告件数 × 5 % (四捨五入)
------	-------------------

5 % を乗じて、1 件に満たない場合は、1 件とする。

【市長表彰推薦基準】

部局長表彰選考基準に定める 選出件数 > 10 件	部局長賞事例から、10 件及び次点を 3 件推薦。ただし、部局長賞事例の件数が不足し、推薦できる次点が無い場合は、部局長賞事例以外からシステム内に類似事例がない次点を推薦できるものとする。
部局長表彰選考基準に定める 選出件数 10 件	部局長賞事例から、全件及び次点を 3 件推薦。ただし、次点は、部局長賞事例以外からシステム内に類似事例がない事例を推薦できるものとする。

次点の繰り上げが 3 件以上必要になった場合は、さらに、各部局長が 4 件目以上の次点を推薦することができるものとする。

(2) 市長表彰

ア 表彰の定義

表彰の内容は以下のとおりとし、ほう賞として図書カード等を授与する。なお、特別賞は該当がない場合には表彰しないものとする。

種類	定義
市長賞	最も優秀であると認められる改善事例
はままつ福・市長賞	市長賞の次に優秀と認められる改善事例
特別賞	その他市長が認めるもの
猛打賞	多くの改善活動を行った上位 5 課
敢闘賞	改善活動を積極的に推進、取組をしたもの

イ 市長審査

(ア) 市長賞、はままつ福・市長賞、特別賞

あ 審査事例の選出

各部局にて部局長賞に選出された事例のうち、市長表彰の審査対象として部局長が推薦した事例を、審査対象とする。共同利用サーバーシステムに報告された優秀表彰事例及び事例集掲載事例等過去の優れた取組に類似する事例は、市長表彰の対象外とする。そのため、各部局から報告のあった推薦事例のうち、類似する事例があると経営推進担当課長

が判断する場合は、市長表彰推薦基準に定める次点の事例を繰り上げ、審査対象事例とする。なお、部局長賞のほか経営推進担当課長がその他優秀と認めた改善事例を審査に付することができるものとする。

い 審査資料

要綱第13条の規定による改善事例の審査は、次の資料に基づき審査する。

(あ) 共同利用サーバーシステム「はままつ Good Job 運動」の「改善事例報告票」に入力された改善事例及びグッドジョブ改善事例報告票（第1号様式）に記載された改善事例

(い) その他事務改善推進会議が必要と認めたもの

う 審査

市長審査は、予備審査及び本審査により行うものとする。

(あ) 予備審査

予備審査では、要綱第14条第1項に定める審査項目に基づき審査し、合計点数の上位のものの中から本審査に付する候補を選出する。

(い) 本審査

本審査では、委員の協議の上、ほう賞を決定する。

(イ) 猛打賞

次の配点基準に従い、獲得点数の多い上位5課に猛打賞を授与する。

【配点基準】

以下の区分に示す配点の合計値に、年度目標の達成率を乗ずる。

区分	配点
新規改善報告	1点
“私も実施”報告	1点

(ウ) 敢闘賞

改善活動を積極的に推進、取組をしたものに敢闘賞を授与する。

活動内容によって表彰の対象単位（部局、課、グループなど）を変更。

なお、敢闘賞については、1人当たり1,000円とする。ただし、表彰単位（部局、課、グループ等）での人数において15,000円を超える場合は、15,000円までとする。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の2(1)イ(イ)(第13条を第12条に改める改正に限る。)、2(1)イ(ウ)(第15条を第14条に改める改正に限る。)、2(2)イ(ア)い(第14条を第13条に改める改正に限る。)、2(2)イ(ア)う(あ)(第15条を第14条に改める改正に限る。)の規定は、平成31年1月1日から施行する。